

学童クラブ保護者 各位

多摩市長 阿部 裕行
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とする 登所自粛及び登所を控えるよう依頼したことにおける減免のご案内

日頃より多摩市学童クラブの運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

現在、学童クラブではテレワーク勤務や職場との調整により休暇・休業ができる場合等、自宅や親戚宅等で過ごすことができるご家庭においては、登所自粛及び登所を控えるようお願いしているところです。

この度、登所自粛及び登所を控えるよう依頼したことにご協力いただいたご家庭の負担軽減を目的とし、以下のとおり学童クラブ費及び学童クラブ延長育成料（以下、学童クラブ費等という。）に係る減免規定を設置しましたのでお知らせいたします。

なお、減免の適用には本来保護者の皆様の「申請」が必要となりますが、皆様の手続き上の負担軽減のために市が申請の代行を行うこととしましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

【減免内容】

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とする登所自粛依頼に協力し、以下に該当する方を減免します。

- ・当該月の学童クラブの出席が一度もなかった場合、学童クラブ費等の全額免除
- ・当該月の学童クラブの出席日数が、月の開所日数（4月は25日）の2分の1以下（4月は12日以下）の場合は、学童クラブ費等の5割減額

※減免該当項目については、いずれか一つになり、重複して減免を受けることはできません。

※学童クラブ延長育成料については、その利用に係わらず、出席日数で減免の決定をします。

(例) 延長育成（モアサービス）月利用の申請をしている方で、

- (1) 出席日数が20日だった。延長育成の利用が0日だった場合
⇒学童クラブ費も延長育成料も減免なし
- (2) 出席日数が1日だった。延長育成の利用が1日だった場合
⇒学童クラブ費も延長育成料も5割減額

【申請手続】

本来は、保護者の皆様に「学童クラブ費等減免申請書」及び「別紙」（以下、申請書類という。）を記入し、提出していただきますが、当減免項目の申請に限り市が申請を代行しますので、同封の申請書類（写）にて申請内容をご確認ください。（同意される場合は連絡等は不要です。）

申請内容に同意しない（出席日数をご自身で申告したい または 申請をしない）場合は、

4月28日（火）までに児童青少年課へご連絡ください。申請の取り消しを行います。

なお、期日までに連絡をいただけなかった場合は、申請内容に同意をいただいたものと見なしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

多摩市子ども青少年部児童青少年課

TEL：042-338-6884

FAX：042-372-7988